（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第二十七条　法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2　法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3　法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による届出をしようとする者に関する次に掲げる事項とする。

一　その事業の種類及び開始時期

二　法第四十七条第一項の規定による届出の日の属する一年間の米穀の出荷予定数量又は販売予定数量及び当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量又は販売数量

三　その事業の用に供する施設の内容

四　その者が法人である場合にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

五　その者が連鎖化事業者（第六項の規定により出荷販売等数量（第一項及び第二号に規定する出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量をいう。以下この条において同じ。）に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含める連鎖化事業者に限る。）である場合にあっては、加盟者の商号、名称又は氏名及び住所

4　前項の届出には、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先その他農林水産省農産局長が必要と認める事項を記載しなければならない。

5　第一項及び第三項の販売予定数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であって、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出をした者に販売し、又は販売を委託するものの数量は含まないものとする。

6　出荷販売等数量には、連鎖化事業者にあっては、加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含めることができる。この場合において、当該連鎖化事業者の加盟者の出荷販売等数量には、当該連鎖化事業者に係る出荷販売等数量は含まないものとする。

7　法第四十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　変更があった事項及びその内容

二　変更の年月日

8　法第四十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、廃止の理由及び年月日を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

（届出事業者の帳簿）

第二十八条　法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

一　米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であって、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出をした者に販売するものの数量は含まない。）

二　自ら生産した米穀のみの販売を行う者以外の者にあっては、次に掲げる事項

イ　米穀の種類別の販売の委託を受けた数量又は買入数量

ロ　（略）

2　前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における同項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3　（略）

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第二十七条　法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2　法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

3　法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

4　第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であって、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。

（新設）

5　法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（届出事業者の帳簿）

第二十八条　法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

一　米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であって、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まない。）

二　自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあっては次に掲げる事項

イ　米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は買受数量

ロ　米穀の種類別の在庫数量

2　前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3　第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。